

特定口座を開設する口座管理機関等の公告

平成 20 年 12 月 1 日

株主・質権者の皆様へ

岡山県倉敷市堀南 704 番地 5
大黒天物産株式会社
代表取締役社長 大賀昭司

当社は、決済合理化法の施行日である平成 21 年 1 月 5 日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づいて同意いたしました。

これに伴い、当社は、施行日において株主名簿に記載されている株主および質権者の皆様について、機構に対し、決済合理化法附則第 8 条第 5 項の通知を行い、その特別口座を下記の口座管理機関に開設することとなりましたので、その旨決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき公告いたします。

なお、事務手続の都合上、皆様の株式が特別口座に記録されるのは、平成 21 年 1 月 26 日以降となりますので、ご了承ください。

記

特別口座を開設する口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

以 上